

募集要領の配布 (ホームページに掲載)

自動販売機設置及び出店料提案書の受付 (令和4年12月14日～令和5年1月6日)

以下のものを図書館に提出してください。

- ①自動販売機設置及び出店料提案書 (様式1)
- ②法令等の規定により販売について許認可を必要とする場合、許認可申請中である旨を証する書面
- ③登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) ※発行日から1か月以内のもの  
＜個人の場合＞住民票の写し
- ④同意書兼役員名簿 (様式2)  
税滞納が無いこと及び暴力団排除のための長崎県警への照会に使用します  
※本市が交付する納税証明のうち「市税に係る徴収金 (本税及び延滞金等) に滞納がないことの証明」がなされているもの
- ⑤事業概要

設置

事業者の決定 (令和5年2月17日まで)

図書館から「自動販売機設置決定 (または不決定) 通知書」を送付します。

※暴力団排除のための長崎県警への照会を行うため、受付後、1か月程度のお時間を頂きます。ご了承ください。

設置申請の手続き (令和5年2月28日 (目安) まで)

以下のものを図書館に提出してください。

- ①使用許可申請書 (様式)
- ②自動販売機設置体制説明書 (本市所定様式のほか、任意の様式も可)
- ③設置予定自動販売機のカatalog (寸法、消費電力のわかるもの)

使用許可書の交付・協定の締結

設置開始 (令和5年4月1日)

使用料及び出店料の納付 (令和5年4月末日まで)

- ・次年度更新の希望がない場合：届出書の受理 (令和5年9月末日まで)
- ・次年度更新の希望がある場合：継続許可申請書の提出 (使用許可の満了から30日前まで)

## 五島市立図書館自動販売機設置及び出店募集要領

### 1 公募物件

公募物件は別紙「図書館物件」のとおりとする。

### 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ②民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による申し立てをしていない又はされていない者であること。
- ③破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産法手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ④国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤自動販売機の設置業務について、2 年以上の実績を有している者であること
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、又はその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しないものの統制下でないこと。
- ⑦法人にあっては五島市内に本店、支店又は営業所を有すること。個人にあっては五島市内に住所を有すること。

### 3 自動販売機の設置及び出店条件等

#### (1) 使用形態など

##### ①設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、原則として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項及び五島市有財産管理規則第 21 条の規定に基づき、行政財産使用許可（以下、「使用許可」という。）を受けて使用する。

##### ②設置期間

設置期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間を原則とする。

また、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと図書館が判断する場合は、当初図書館が設定した公募条件を変更しないことを前提として、当初許可の日から 5 年を超えない範囲で更新することができる。

なお、使用許可の更新を受けようとするときは、使用期間満了の 30 日前までに継続許可申請書を提出すること。

##### ③使用料

五島市行政財産使用料条例第 2 条の別表の規定により算定した額を年額使用料とする。

##### ④出店料

設置事業者は、設置申込みの際に提示した年額出店料を納入するものとする。なお、当初許可の日から 5 年を超えない範囲で更新する場合も同額とする。

##### ⑤使用料及び出店料の納付

使用料及び出店料は、1 年間分を令和 5 年 4 月末日までに一括で納付すること。なお、当初許可

の日から5年を超えない範囲で更新する場合は、1年間分を当該年度の4月末日までに一括で納付すること。

⑤電気料金

五島市行政財産使用料条例第3条の規定に基づき、電気料金は、設置事業者の負担とし、図書館が設置している計量器により算定した額を指定した期日までに納付すること。

⑥その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の経費は設置事業者の負担とする。

⑦留意点

詳細について、必ず別紙「図書館物件」にて確認すること。

(2) 使用上の制限・注意事項等

①設置に関する条件を遵守し、使用料・出店料・電気料金を確実に納付すること。

②法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、設置期間中、継続的に効力を有する必要がある。

③自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

④販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、図書館側の指示に従うこと。

⑤省エネタイプの機種種の自動販売機を設置すること。

⑥現金だけでなく、複数の電子マネー（交通系ICカード等）が利用できるものとする。

⑦販売品目は、缶またはペットボトルなど密閉式の容器入り飲料品（乳飲料を含む。）とする。

⑧酒類の販売は不可とする。

⑨標準小売価格を上回る価格での販売は不可とする。

⑩販売商品と直接関係のない広告の掲示は不可とする。

(3) 維持管理責任

①商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫管理・補充を適切に行うこと。

②自動販売機に併設して、空き容器の回収ボックスを常時使用可能な状態で設置し、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。また、処分に当たっては、ペットボトル、缶（アルミ・スチール）については、適切に資源化を実施する（汚損等資源化できないものを除く）こと。その他の容器についても資源化に努めること。個別の条件については、別紙「図書館物件」を確認すること。

③衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

④自動販売機を設置するにあたっては、据付面の状態を十分に確認した上で、転倒などの事故が発生しないよう安全に設置すること。

⑤自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、緊急時の連絡先を自動販売機本体前面のわかりやすい場所にはっきりと掲示すること。

⑥自動販売機の設置及び維持管理にあたっては、図書館と緊密な連携をとり、施設利用者等の利便を損なうことがないよう留意すること。

#### 4 応募申込み手続き

##### (1) 申込方法

郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る）又は持参

※電話、ファックスによる受付は行わない。

##### (2) 提出先

〒853-0033

長崎県五島市木場町450番地1

五島市立図書館

電話 0959-72-6900

##### (3) 必要な書類

①自動販売機設置及び出店料提案書（様式1）

②履歴事項全部証明書（原本） ※発行日から1か月以内のもの

＜個人の場合＞住民票の写し（原本）

③印鑑証明書

④同意書兼役員等名簿（様式2）

⑤事業概要

＜法人＞会社概要

＜個人＞創業日、事業内容、実績等のわかるもの

##### (4) 受付期間

令和4年12月14日（水）～令和5年1月6日（金）必着

なお、直接持参の場合、受付は午前9時～午後5時とし、土曜・日曜日、祝日及び年末年始は受付

を行わない。また、郵送の場合、必着とするため、注意すること。

#### 5 設置事業者の決定等

##### (1) 応募書類の審査

提出された応募書類の審査を行い、条件を満たしている者を選定対象とする。

なお、次のいずれかに該当する申込みは、無効とする。

①応募資格のない者による応募申込み

②指定の日時まで提出しなかったもの

③応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの

④金額の訂正、削除、挿入等による記載のあるもの

⑤その他、不正な手段による応募申込み

##### (2) 設置事業者の決定

年額出店料の額が最高の価格で申込みを行ったものを設置事業者とする。なお、最高価格となる同額の価格提案をした者が二者以上あるときは、当該申込者立会いのもと、くじによる選定となるので、その際には、当該申込者に電話連絡を行う。

### (3) 審査結果の公表等

設置事業者の決定は、令和5年2月中旬頃に、申込者それぞれに対し、自動販売機設置及び出店料提案書（様式1）に記載のメールアドレス宛に結果を通知することとする。

## 6 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和5年2月28日（火）までに図書館へ下記の書類を添付の上、申請を行うこと。

なお、使用許可は、自動販売機設置及び出店料提案書に記載された名義で行う。

提出部数は施設ごとに各1通とする。

### 【提出書類】

- ①使用許可申請書
- ②自動販売機設置体制説明書
- ③設置予定自動販売機のカatalog（寸法、消費電力のわかるもの）

## 7 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、すべての物件における設置事業者としての決定を取り消すこととする。

- ①正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ②設置事業者が応募者の資格を失った場合
- ③その他設置事業者が本件の相手方として不相当と認められる場合

上記の取消しの場合は次点の者を決定事業者とし、次点の者の提案額を決定金額とする。

## 8 その他

- ①使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。
- ②本募集要領に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、五島市行政財産使用料条例、五島市有財産管理規則、その他関係法令等の定めるところによる。
- ③本募集要領に関する問い合わせ先は次のとおり。

## 9 お問い合わせ先等

〒853-0033

長崎県五島市木場町450番地1

五島市立図書館

電話 0959-72-6900

## 図書館物件

施設名	施設所在地	施設所管課
五島市立図書館	五島市市場町450番地1	五島市立図書館 (0959-72-6900)

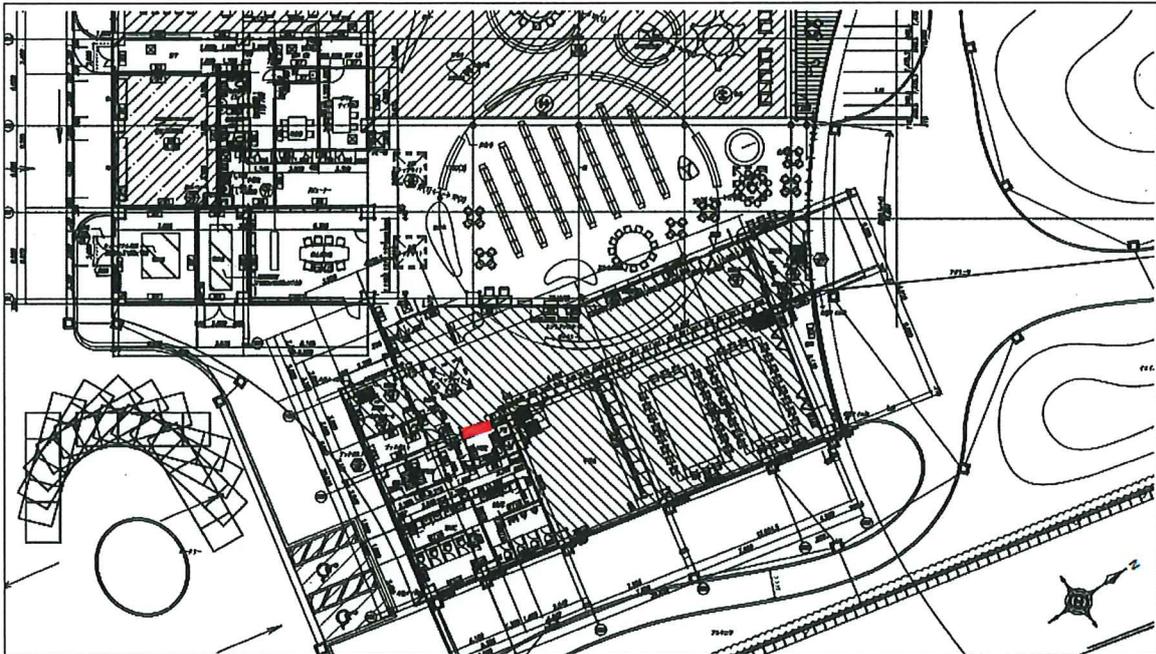
**〈留意事項〉**

五島市立図書館の新設に伴い、令和5年4月からの設置事業者を募集するもの。

- 現地確認する場合は事前に図書館に相談すること。
- 季節に応じた温度の飲料水を常時配置すること。
- 販売品目は、缶またはペットボトルなど密閉式の容器入り飲料品(乳飲料を含む。)とする。
- 現金だけでなく、複数の電子マネー(交通系ICカード等)が利用できるものとする。
- スペース内に空き容器入れも設置すること(空き容器については、事業者にて回収すること)。

物件番号	施設場所	スペース (幅×奥行)	使用料 (年額、税込)	個別条件
1	エントランスホール	2.00m×0.70m (以内)	62,130 円 (以内)  ※使用料は、毎年 度、土地・建物の 評価に基づき算定 (変動あり)	・電気の子メーターは、図書館で設置済み

**【図書館 エントランスホール】**



**【詳細図】**



令和 年 月 日

五島市立図書館自動販売機設置及び出店料提案書

五島市教育長 村上 富憲 様

下記施設について、募集要領の各条項、各物件の留意事項や個別条件を承知の上、次のとおり設置を申し込み、出店料を提案します。

1 設置申し込み

所在地	〒	
名称		
代表者職氏名	印	
担当者職氏名		
連絡先 (公募結果通知先)	TEL	
	Eメール	

2 出店料

物件	出店料
五島市立図書館 エントランスホール	¥ (年額)

設置事業者の負担（五島市立図書館自動販売機設置及び出店募集要領より抜粋）

- ◆使用料 … 五島市行政財産使用料条例第2条の別表の規定により算定した年額使用料
- ◆出店料 … 設置申込みの際に提示した年額出店料
- ◆電気料金 … 五島市行政財産使用料条例第3条の規定に基づき、算定した電気料金
- ◆その他必要経費等 … 自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の経費

